

<一般委託>

南処理工場空調設備点検委託仕様書

南処理工場空調設備点検委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	南処理工場の空調設備等の安定稼動を維持するために、必要な点検・整備を行う。
2	履行期間	契約の日 から 平成32年 3月31日
3	施行場所	横須賀市 神明町2187番地
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	・フロン排出抑制法 ・水道法
7	資格要件	・第1種冷媒フロン類取扱者技術証 ・第2種冷媒フロン類取扱者技術証 ・第1種フロン類充填回収業者 ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録事業者 ・建築物環境衛生管理技術者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払は、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市南処理工場 山田 昌孝 TEL046-835-4990

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

# 南処理工場空調設備点検委託仕様書

## 1. 委託概要

南処理工場の冷凍機・空調機をフロン排出抑制法に基づいた簡易点検及び定期点検、送風機の点検、上水道受水タンクの点検・清掃・消毒・水質検査を行う。

## 2. 点検場所

横須賀市神明町 2187 番地

## 3. 点検機器・台数

(1) 水冷式チラーユニット	1 台
(2) 冷却塔	3 台
(3) エアハンドリングユニット	1 台
(4) 水冷式パッケージエアコン	2 台
(5) 空冷式エアコン	
・ 室外機	2 1 台
・ 室内機	2 2 台
(6) ファンコンベクター	2 台
(7) 排風機シロッコファン	1 0 台
(8) 送風機シロッコファン	7 台
(9) 上水道受水設備	
・ 受水槽	1 基
・ 高架タンク	1 基
・ 給湯補給水タンク	1 基
・ 給湯水揚水ポンプユニット	1 基

※ 1 機器仕様等については、別表「点検対象機器仕様・点検区分一覧表」参照。

※ 2 水冷式チラーユニットの安全弁及び高圧・低圧圧力計は、点検前に市が支給する予備品を検定に出し、検定合格後に既設機器と交換し、既設機器から取り外した物は予備品とし返却すること。

## 4. 点検回数及び時期

- (1) 原則として、年 4 回（6 月上旬・9 月・12 月・3 月上旬）とする。
- (2) 機器毎の点検時期及び回数については、別表「点検対象機器仕様・点検区分一覧表」参照。

## 5. 点検項目

- (1) 別紙点検項目[表 A]～[表 E]による。
- (2) (1)以外の空調機の「簡易点検」「定期点検」の項目については、「フロン抑制法」第 16 条「管理者の判断の基準」に基づいて点検をすること。

6. 水冷式チラーユニットは、12月の簡易点検時に廃止とするため、冷媒ガスの抜き取り処分を行うこと。また、破壊処理を実施後、破壊証明書を提出すること。

冷媒ガス仕様： R 4 0 7 C 2 0 k g

## 7. 上水道受水設備点検

### (1) 点検内容

タンク内の清掃及び消毒。  
水道法に基づく、簡易専用水道法定検査。  
現場水質検査 3ヶ所。清掃前後  
水質検査検体 1ヶ所。  
給水ポンプユニット点検。

### (2) 点検時期

1回。9月下旬の日曜日までに行う。

### (3) 機器概要

①受水タンク 17.5 m<sup>3</sup> (工場棟1階)  
②高架タンク 5 m<sup>3</sup> (工場棟5階)  
③給湯補給水タンク 1.5 m<sup>3</sup> (工場棟5階)  
④給水ポンプユニット  
荏原フレッシュャーポンプ 40BDRMD51.5A 1.5kw×2

### (4) 健康診断(検便)

上水道受水槽の清掃を行う作業員は、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書のコピー(本書は点検報告書に綴る)を提出すること。

検査項目は、赤痢・サルモネラ・腸管出血性大腸菌O-157・腸炎ビブリオ・黄色ブドウ球菌とし、報告書には氏名・性別・年齢・検査結果・検査場所を記載すること。

## 8. ダイオキシン類ばく露防止対策について

「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守すること。

## 9. 特記事項

(1) 点検に要する消耗品は、受託者の負担とする。

(2) 故障等異常事態発生の通知を受けた時は、速やかに技術者を派遣して対処すること。修理に要する費用は、別途精算する。

### (3) 提出図書

①点検前に、作業員名簿・資格証コピー(以上は、初回のみ)・作業工程表(各点検毎)を1部提出すること。

②点検報告書は、6月の点検終了後、パイプファイルA4-S 4cmに綴って提出すること。部数は1部とする。

③点検写真撮影は、6月と12月の点検とする。9月・3月の簡易点検の写真撮影はしなくても良い。

④3月の点検終了後、全4回分の点検報告書(写真含む)を電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)で提出すること。

⑤冷凍機器点検報告書 受水槽清掃点検報告書 は、該当点検終了後速やかに、別途1部提出すること。

- (4) 点検整備等の実施にあたっては、関係法令等を厳守し、安全に万全を期すこと。また、機器の運転・停止は、監督員または、市職員運転担当者の操作・指示により行い、安全に十分留意すること。

以上

## 表 A 水冷式チラーユニット点検項目

「高圧ガス保安法」の適用を受けるものは同法及び「冷凍保安規則」に定めるところによる。

点検項目	点検内容
1. 機器の状況	1. 腐食、変形、破損、劣化等の確認 2. 損傷、ボルト脱落、ボルト緩みの確認
2. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷の確認
3. 電気系統	1. 絶縁抵抗測定 2. 端子の緩み、変色及び破損の確認 3. 盤内清掃、異常の確認
4. 安全保護装置	1. 安全保護装置作動の確認（設定値動作等） 2. 圧力計（高低）、安全弁は、点検前に予備品を検定に出し、検定合格後、既設機器と交換し、取り外した物は予備品とし返却すること。
5. 冷媒系統	1. 冷媒ガス漏れの確認 2. 配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の確認
6. 潤滑油系統	油の汚れの有無及び油量の確認
7. 冷水 及び 冷却水系統	1. 漏れの確認 2. 各弁の開閉状態の確認
8. 排水系統	排水異常のないことの確認
9. 運転調整	1. 運転時の振動・異常音・過熱がないことの確認 2. 主回路電流、圧縮機電流及び送風機電流測定 3. 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの測定し、正常範囲内にあることの確認 4. 油圧、油温測定し正常範囲内であることの確認 5. 冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常範囲内であることの確認

## 表 B 冷却塔点検項目

点検項目	点検内容
1. 機器の状況	1. 腐食、変形、破損、劣化等の確認 2. 損傷、ボルト脱落、ボルト緩みの確認 3. 散水穴の目詰まりの有無の点検及び清掃 4. 散水管の回転が円滑であることの確認 5. スケール等の付着の有無の点検及び清掃 6. 充填剤の目詰まりの有無の点検及び清掃
2. 運転前清掃	充填材・ストレーナ等の清掃を行い、配管、および冷却塔水の入れ替え。
3. 水槽	1. 内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検及び清掃 2. 給水装置作動確認 3. ストレーナ・配管の目詰まり、損傷等の点検及び清掃 4. 接続部の緩み、腐食等の確認

4. 送風機	1. 損傷、腐食、摩耗、汚れ等の有無。 2. 回転が円滑であることを確認する。 3. 軸受け油量の点検及び給油 4. 電動機絶縁抵抗測定 5. Vベルトの張り点検・調整
5. 冷却水ポンプ	1. 絶縁抵抗測定 2. 電流測定
6. 運転調整	1. 運転時の振動・異常音・過熱がないことの確認 2. 散水が均一に分散していることを確認する。 3. 水槽水位の確認
7. 保存	シーズンオフ時の清掃後、水槽内を乾燥させて保管する。

### 表C 空気調和機点検項目

「高圧ガス保安法」の適用を受けるものは同法及び「冷凍保安規則」に定めるところによる。

点検項目	点検内容
1. 機器の状況	1. 腐食、変形、破損、劣化等の確認 2. 損傷、ボルト脱落、ボルト緩みの確認
2. 冷房・暖房の切替え	1. 温水又は蒸気コイル、加湿給水等の水抜き・給水をし、各弁の開閉状態の確認 2. 加湿器の電源、自動制御機器の切替
3. 給水系統 排水系統	1. 弁の開閉状態の確認 2. 漏れ、腐食、汚れの確認 3. 排水異常のないことの確認 4. 清掃
4. 電気系統	1. 絶縁抵抗測定 2. 端子の緩み、変色及び破損の確認 3. 盤内清掃、異常の確認
5. 送風機	1. 損傷、腐食、摩耗、汚れ等の有無。 2. 回転が円滑であることを確認する。 3. 軸受け油量の点検及び給油 4. 電動機絶縁抵抗測定 5. Vベルトの張り点検・調整
6. フィルター	1. 詰まり、損傷、腐食等の確認 2. 清掃
7. 冷却系統	1. ガス漏れの確認 2. 配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の確認
8. 熱交換器 加湿器	1. フィン・コイル・凝縮器の汚れ、損傷等の確認 2. 補助ヒーターの汚れ、損傷等の確認

9. 運転調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 運転時の振動・異常音・過熱がないことの確認</li> <li>2. 主回路電流、圧縮機電流及び送風機電流測定</li> <li>3. 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの測定し、正常範囲内にあることの確認</li> <li>4. 油圧、油温測定し正常範囲内であることの確認</li> <li>5. 冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常範囲内であることの確認</li> </ul>
---------	---

**表D ファンコンベクター点検項目**

点検項目	点検内容
1. 機器の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 腐食、変形、破損、劣化等の確認</li> <li>2. 損傷、ボルト脱落、ボルト緩みの確認</li> </ul>
2. 送風機	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 損傷、腐食、摩耗、汚れ等の有無。</li> <li>2. 回転が円滑であることを確認する。</li> <li>3. 電動機絶縁抵抗測定</li> <li>4. 異常音、異常振動等の有無を点検する。</li> </ul>
3. 熱交換器	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. フィン・コイル・凝縮器の汚れ、損傷等の確認</li> <li>2. 補助ヒーターの汚れ、損傷等の確認</li> </ul>
4. 排水系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 漏れ、腐食、汚れの確認</li> <li>2. 排水異常のないことの確認</li> <li>3. 清掃</li> </ul>
5. フィルター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 詰まり、損傷、腐食等の確認</li> <li>2. 清掃</li> </ul>
6. 電気系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 絶縁抵抗測定</li> <li>2. 端子の緩み、変色及び破損の確認</li> <li>3. 盤内清掃、異常の確認</li> </ul>
7. 運転調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 運転時の振動・異常音・過熱がないことの確認</li> <li>2. 表示灯の点灯状態確認</li> <li>3. 風量切替え等の作動確認</li> </ul>
8. 弁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 損傷及び破損の確認</li> <li>2. エア抜き弁及びドレン抜き弁の作動状態確認</li> </ul>

**表E 大型排風機・送風機点検項目**

点検項目	点検内容
1. 機器の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 腐食、変形、破損、劣化等の確認</li> <li>2. 損傷、ボルト脱落、ボルト緩みの確認</li> <li>3. 防振材の破損等の確認</li> <li>4. 天井吊りの場合、脱落防止、吊り支持等の金具の緩み、腐食の確認有無を点検する。</li> </ul>
2. 回転部系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 損傷、腐食、摩耗、汚れ等の有無。</li> <li>2. 絶縁抵抗測定</li> <li>3. 回転が円滑・接触が無いことを確認する。</li> <li>4. 軸受け油量の点検及び給油</li> <li>5. 電動機絶縁抵抗測定</li> <li>6. Vベルトの張り点検・調整</li> </ul>

3. 運転調整	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 運転時の振動・異常音・過熱がないことの確認</li><li>2. 主回路電流、圧縮機電流及び送風機電流測定</li><li>3. 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの測定し、正常範囲内にあることの確認</li><li>4. 油圧、油温測定し正常範囲内であることの確認</li><li>5. 冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常範囲内であることの確認</li></ol>
---------	---



# ○点検対象機器仕様、点検区分一覧表

## 工場棟

記号	名称	設置場所		機器仕様	点検区分	冷媒・能力
RA	水冷式チラーユニット	3F	冷凍機室	日立 RCUP2650WZ3B 冷凍能力21.3t	2	R407C 45kw
CT-1	冷却塔	3F	冷凍機室外	SBC-80ES 送風機2.2KW	5	
ACU	エアハンドリングユニット	2F	空調機械室	ナショナル FY-68UCV 冷水コイル6列(30+36)段 蒸気コイル1列36段、40.020m3/h	4	
FVF-1	ファンコンベクター	2F	控室	1,020m3/h	6	
FVF-2	ファンコンベクター	2F	保全控室	1,020m3/h	6	
ACP-1-2	空冷ヒートポンプエアコン	1F	搬出側計量機室	三菱 室外機 MPUZ-RP112HA5-BS 室内機 MPS-RP112KA	3	R410A 2.3kw
ACP-1-3	空冷ヒートポンプエアコン	2F	電気修理室	ナショナル CS-3AH3	1	R22 2.2kw
ACP-1-4	空冷ヒートポンプエアコン	3F	投入監視室	ダイキン 室外機 RZYP80HTH 室内機 FVYP80P	3	R410A 1.7kw
ACP-1-5	空冷ヒートポンプエアコン	5F	クレーン操作室	三菱 室外機 PSZ-ERP80HA10-BSG 室内機 PS-RP80KA6	3	不明
ACP-4	空冷ヒートポンプエアコン	1F	排水制御室	三菱 室外機 PUH-P140GA4 室内機 PS-P140GA	3	R407C 3.5kw
ACP-5-1	空冷式エアコン	5F	山側通路	三菱 室外機 PUTV-P280SDM-E 室外機 PUTV-P400SDM-E 室内機 PFT-P670DM-E	3	R410A 5.3kw × 2
ACP-5-2	空冷式エアコン	5F	海側通路	三菱 室外機 PUTV-P280SDM-E 室外機 PUTV-P400SDM-E 室内機 PFT-P670DM-E	3	R410A 5.3kw × 2
ACP-7	空冷ヒートポンプエアコン	1F	更衣室(中2階)	三菱 室外機 MPUZ-RP224HA7-BSG 室内機 MPC-RP80KA3 × 3台	3	R410A 4.7kw
ACP-8	空冷ヒートポンプエアコン	2F	保全控室	ダイキン 室外機 RTY35DBT 室内機 FHY-35DB	3	R22 1.3kw
ACP-9	空冷ヒートポンプエアコン	2F	休憩室	三菱 室外機 PUHY-J140M-A1-BSG 室内機 PLFY-J56LMD-C 室内機 PLFY-J80AM-C	3	R22 3.75kw
ACP-10	空冷ヒートポンプエアコン	2F	バッテリー室	三菱 室外機 MPU-RP-160HA8 室内機 MPL-RP160BAS	3	R410A 2.9kw

- 点検区分 1:簡易点検(年4回 6月、9月、12月、3月)  
 2:定期点検(年1回 6月)+簡易点検(年2回 9月、12月)  
 3:定期点検(年2回 6月、12月)+簡易点検(年2回 9月、3月)  
 4:年2回点検(6月、12月)  
 5:年1回点検(6月)  
 6:年1回点検(12月)

## 工場棟

記号	名称	設置場所	機器仕様	点検区分	冷媒・能力
FE-2	シロッコファン 2.2KW	2F 破碎設備室2階	#2S 5,000m3/h	5	
FE-4	シロッコファン 7.5KW	1F 非常用発電機室	ナショナル FY-33FKS-A	5	
FE-6	シロッコファン 7.5KW	1F 山側機械室	ナショナル FY-33FKS-A	5	
FE-14	シロッコファン 7.5KW	1F 投入扉制御室	荏原 SRM3 20,000m3/h	5	
FE-16	シロッコファン 11KW	2F 山側機械室	ナショナル FY-33FKS-A	5	
FE-20	シロッコファン 0.75KW	2F 山側機械室	ナショナル FY-09FKS-A	5	
EF-2	シロッコファン 3.7KW	1F 排水処理設備室	MSF402-RH1	5	
FS-1	シロッコファン 11KW	B1 山側機械室	ナショナル FY-36FKS-B	5	
FS-2	シロッコファン 11KW	1F 山側機械室	荏原 SRM2 30,800m3/h	5	
FS-3	シロッコファン 7.5KW	1F 1階EV前機械室	荏原 DRM3 28,000m3/h	5	
FS-5	シロッコファン 15KW	1F 1階EV前機械室	荏原 DRM2 56,000m3/h	5	
FS-7	シロッコファン 7.5KW	1F 排水処理設備室	荏原 SRM-3 20,000m3/h	5	
FS-8	シロッコファン 11KW	2F 山側機械室	パナソニック FY-36FKS-BC	5	
FS-11	シロッコファン 3.7KW	3F 山側倉庫天井	荏原 SRM3 9,000m3/h	5	
FS-13	シロッコファン 2.2KW	5F 高架タンク室	ナショナル FY-18 FPS-A	5	
FS-16	シロッコファン 7.5KW	2F 空調機械室	荏原 SRM2 500m3/min	5	
FK-1	シロッコファン 11KW	2F 空調機械室	ナショナル 33FKS-A 467m3/min	5	

## 計量機棟

記号	名称	設置場所	機器仕様	点検区分	冷媒・能力
ACP-1-1	空冷ヒートポンプエアコン	搬入側計量機室	三菱 室外機 MPUZ-RP80HA 室内機 MPLZ-RP80JA	3	R410A 1.6kw

## 破碎機棟

記号	名称	設置場所	機器仕様	点検区分	冷媒・能力
AC	空冷ヒートポンプエアコン	2F 中央操作室	三菱 室外機 MPUB-RP112HA-BS 室内機 MPC-RP112KA3	3	R410A 2.3kw

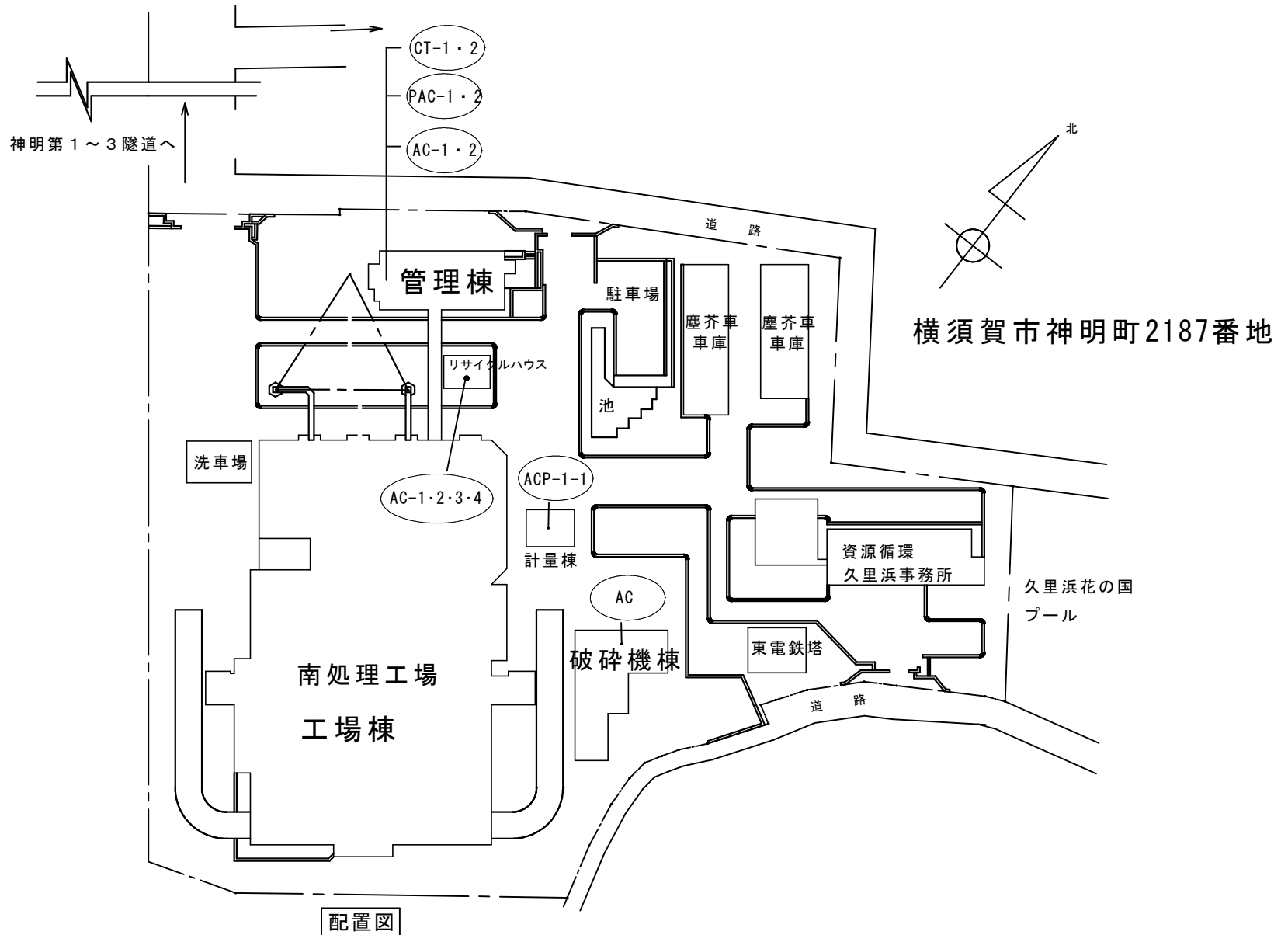
## リサイクルハウス棟

記号	名称	設置場所	機器仕様	点検区分	冷媒・能力
AC-1-2	空冷ヒートポンプエアコン	被服倉庫	ダイキン 室外機 RTY35DBT 室内機 FHY-35DB	1	R22 1.3kw
AC-1-3	空冷ヒートポンプエアコン	展示室	ダイキン 室外機 RY90DB 室内機 FHY90DB	1	R22 3.0kw
AC-1-4	空冷ヒートポンプエアコン	展示室	ダイキン 室外機 RY90DB 室内機 FHY90DB	1	R22 3.0kw

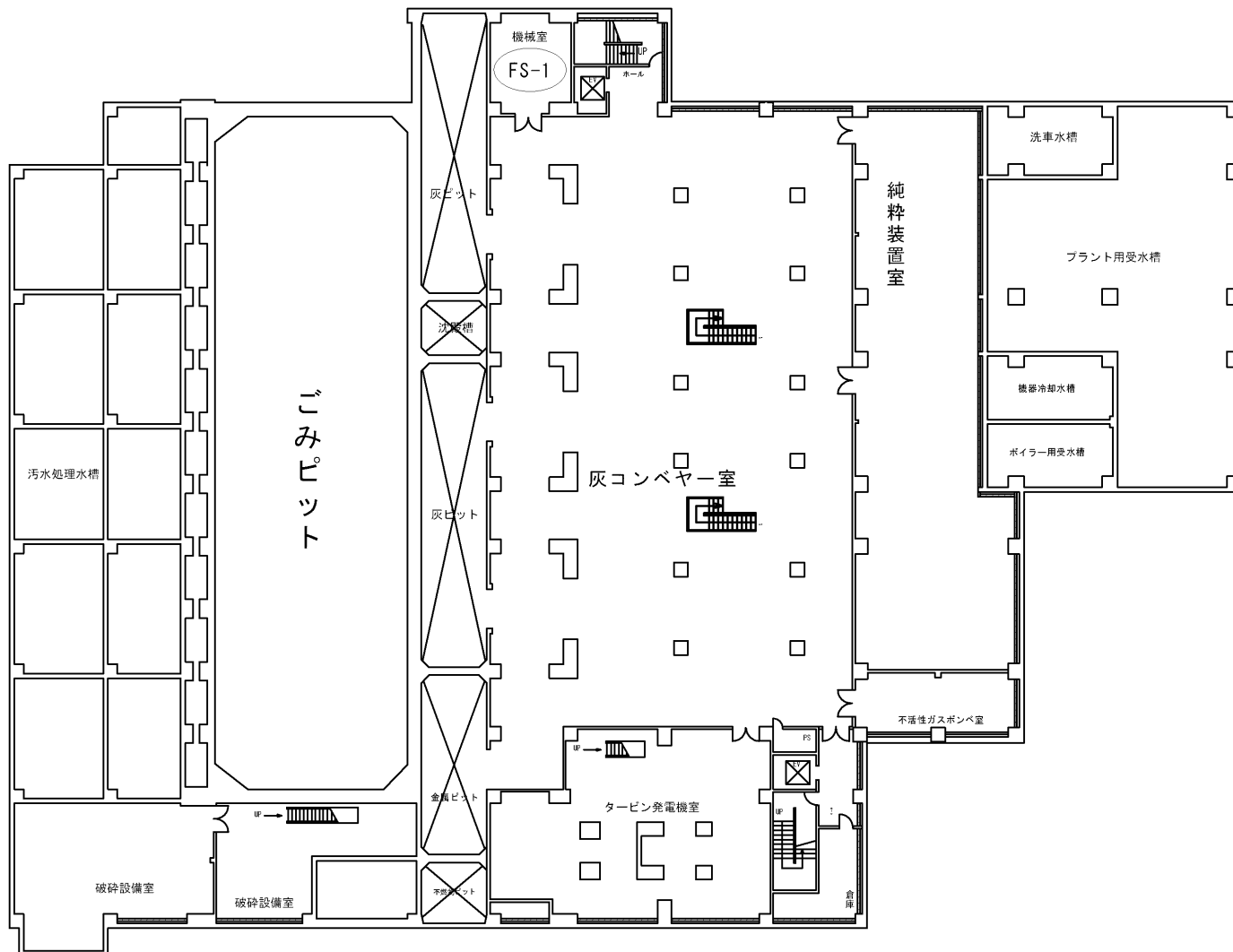
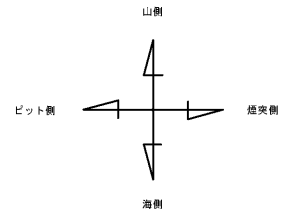
## 管理棟

記号	名称	設置場所	機器仕様	点検区分	冷媒・能力
CT-1	冷却塔	RF 屋上	SBC-30ESS 送風機0.5KW	5	
CT-2	冷却塔	RF 屋上	SBC-15ESS 送風機0.25KW	5	
PAC-1	水冷パッケージ型空調機	1F 空調機械室	ダイキン UCDPS800AR	3	R407C 5.5kw × 2+7.5kw
PAC-2	水冷パッケージ型空調機	1F 空調機械室	ナショナル CP-15W	3	R22 5.5kw × 2
AC-1	空冷ヒートポンプエアコン	1F 宿直室	三菱 室外機 MUCZ-G225 室内機 MSZ-GV225-W	4	R32 0.6kw
AC-2	空冷ヒートポンプエアコン	2F 会議室	ナショナル 室外機 CU-71CH4 室内機 CS-71UH5N	3	R22 2.2kw

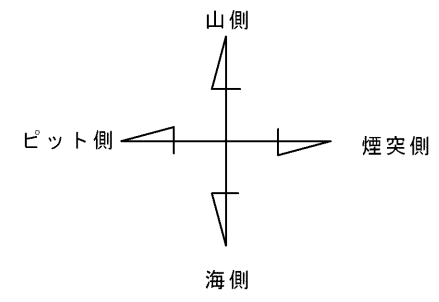
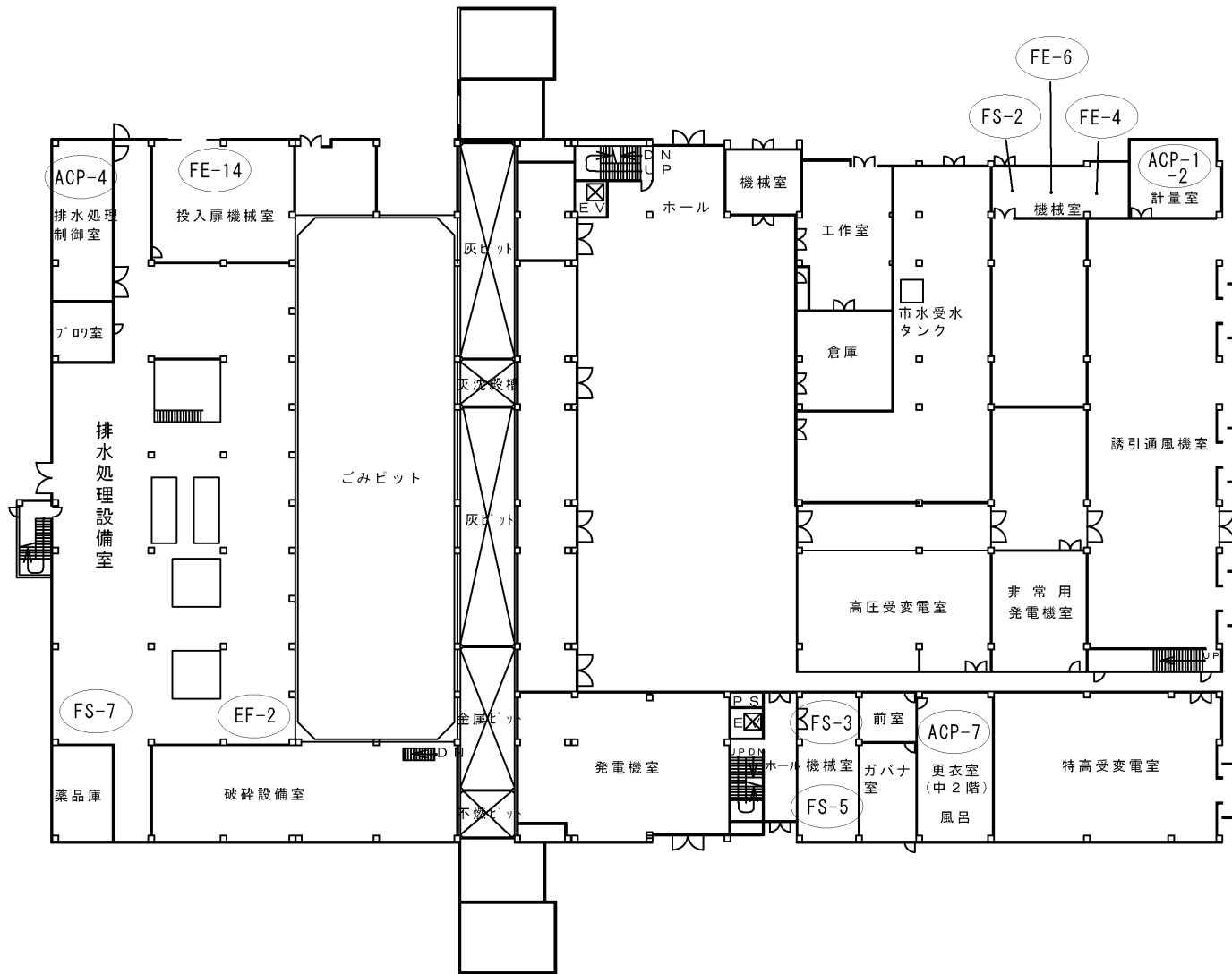
- 点検区分 1:簡易点検(年4回 6月、9月、12月、3月)  
 2:定期点検(年1回 6月)+簡易点検(年2回 9月、12月)  
 3:定期点検(年2回 6月、12月)+簡易点検(年2回 9月、3月)  
 4:年2回点検(6月、12月)  
 5:年1回点検(6月)  
 6:年1回点検(12月)



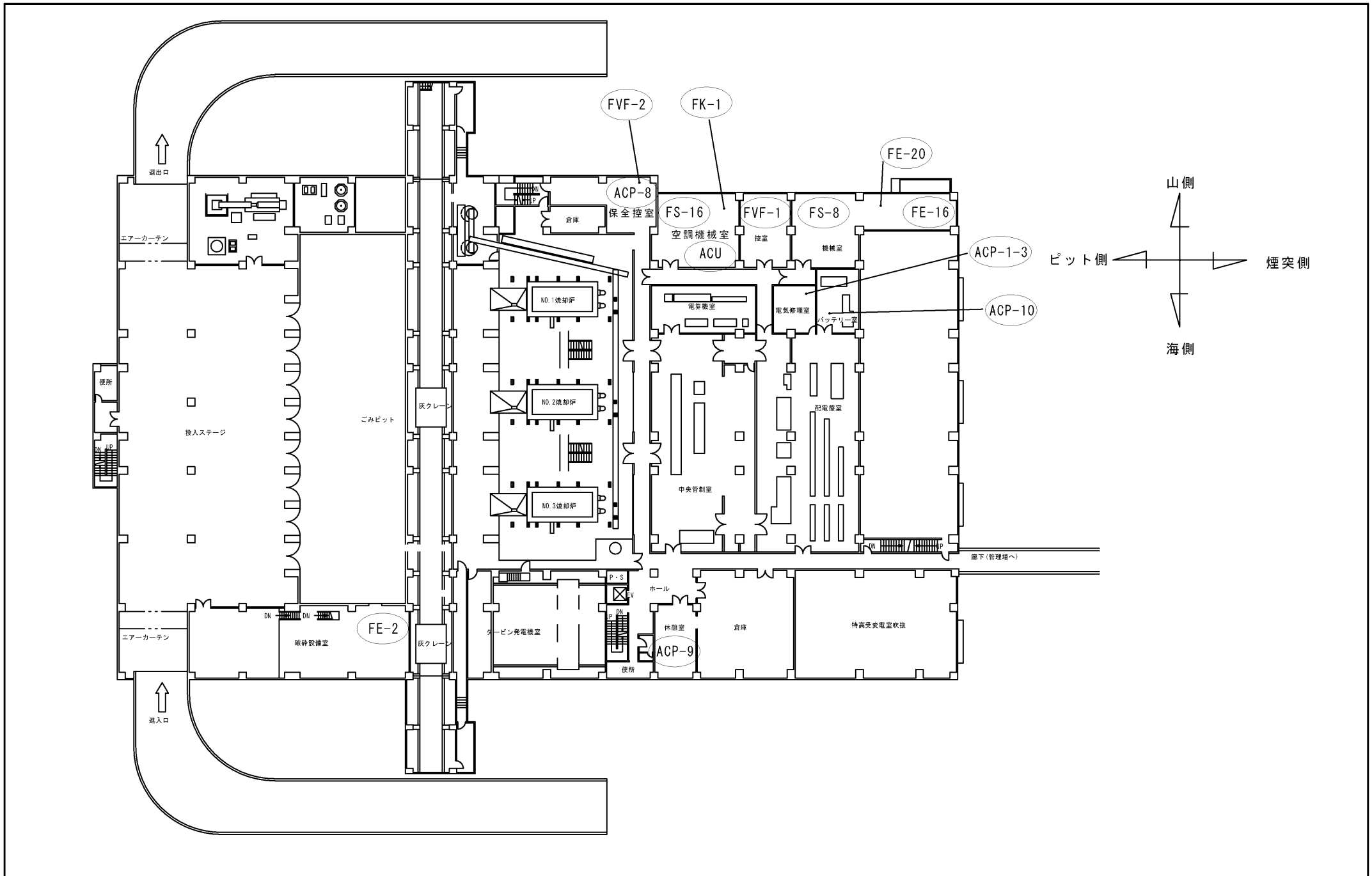
横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	1 / 6	図面名称	南処理工場 案内図 管理棟・計量棟・破碎機棟				
名称		縮尺	—	作図					



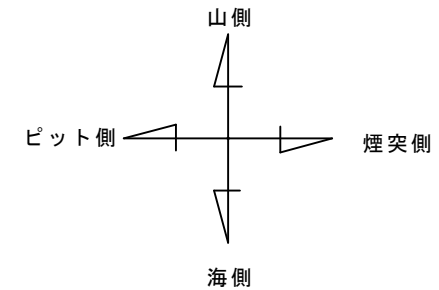
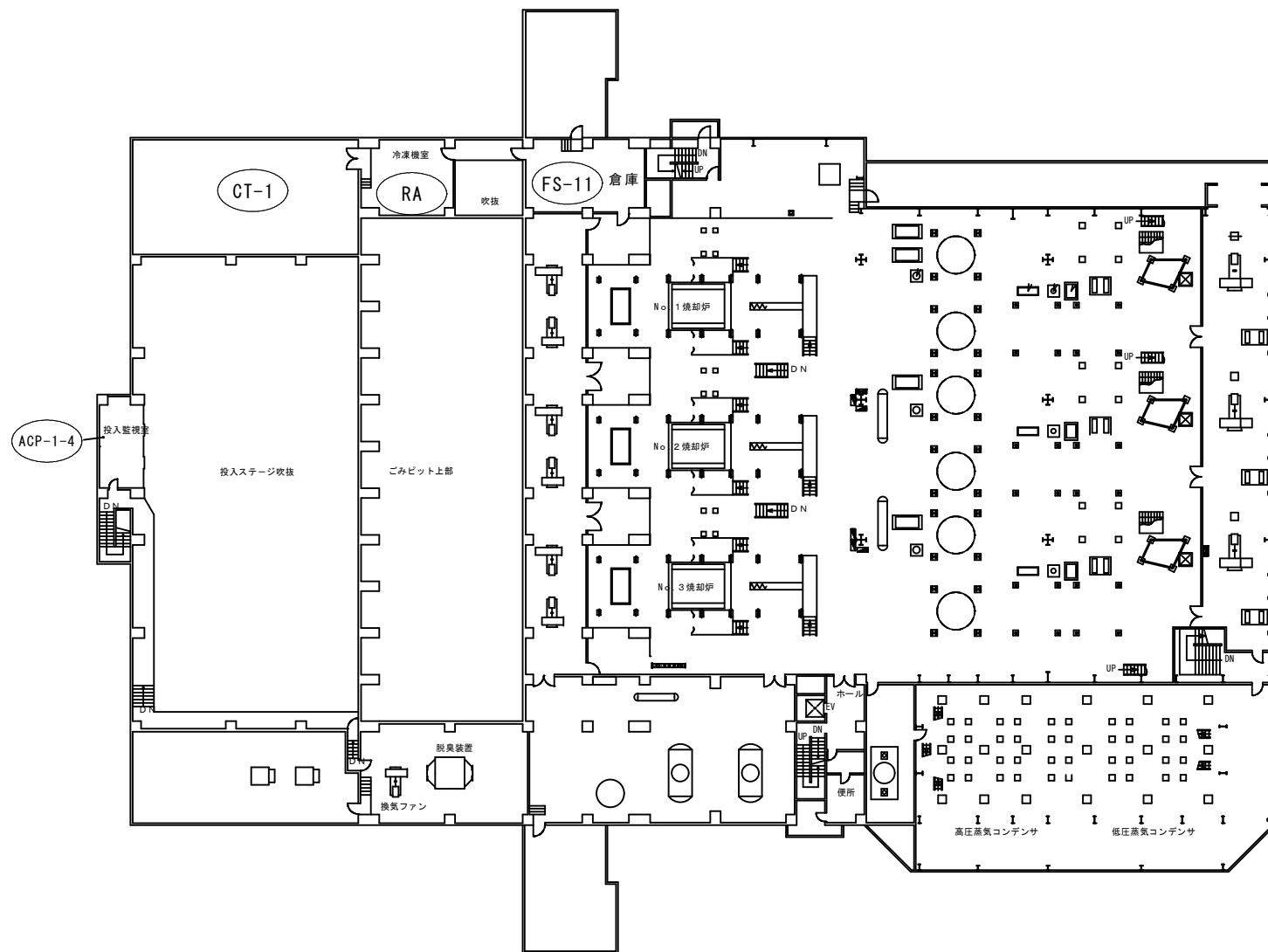
横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	2 / 6	図面名称	工場棟 地階平面図				
名称		縮尺	—	作図					



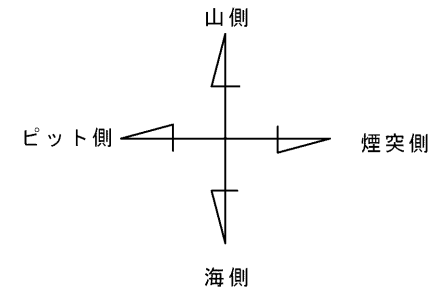
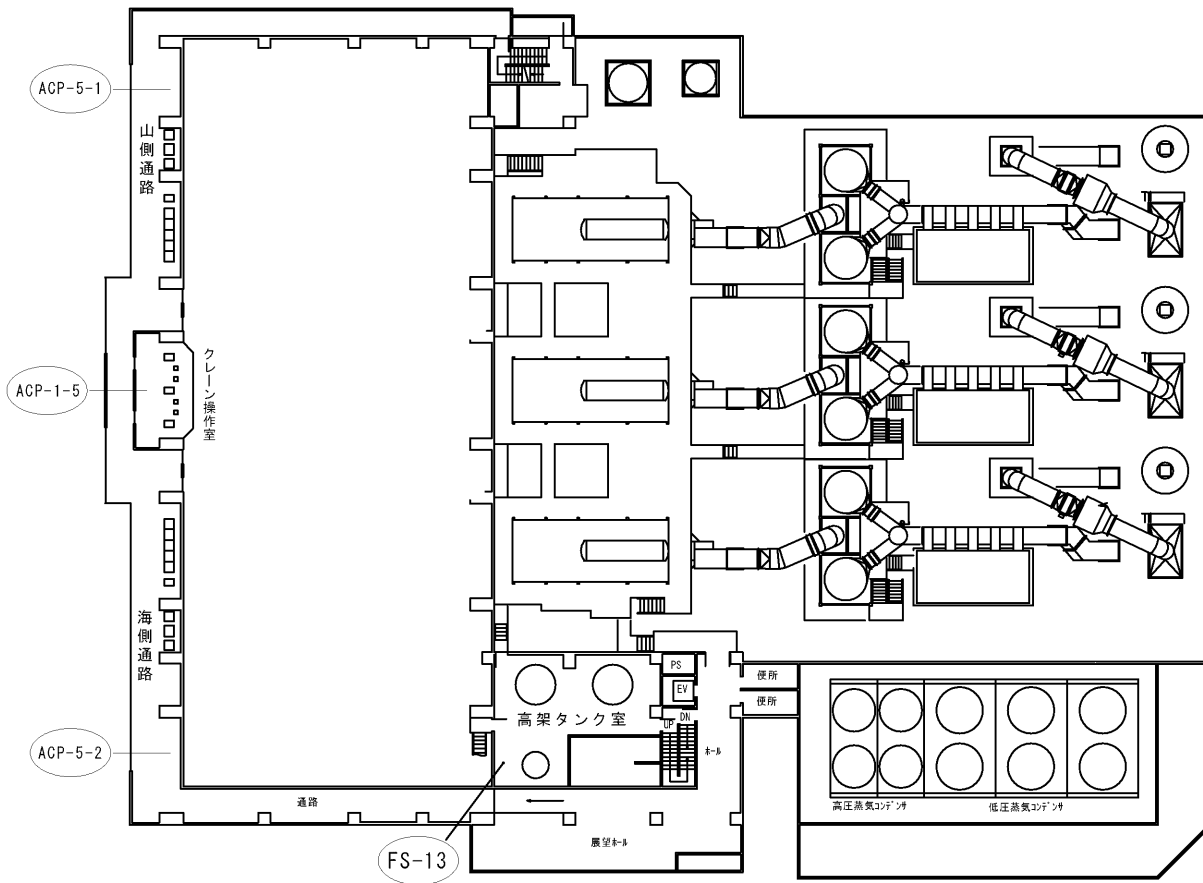
横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	3 / 6	図面名称	工場棟 1階平面図					
名称				縮尺	—	作図				



横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	4 / 6	図面名称	工場棟 2階平面図				
名称		縮尺	—	作図					



横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	5 / 6	図面名称	工場棟 3階平面図						
名称		縮尺	—	作図							



横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	6 / 6	図面名称	工場棟 5階平面図				
名称		縮尺	—	作図					



## 横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画

### 1 目的

廃棄物焼却施設において作業に従事する労働者がダイオキシン類にばく露することを防止するため、平成13年4月25日に厚生労働省によって「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「対策要綱」という。）が策定された。

本計画は、この対策要綱に基づき、市が運転、点検等作業を行う事業者及び廃棄物の焼却施設を管理する事業者として運転、点検等作業において講ずべき措置を定め、南処理工場で作業に従事する市職員、受託事業者又は関係請負人のダイオキシン類へのばく露防止を推進することを目的とする。

### 2 対象作業

本計画の対象となる作業（本計画中「運転、点検等作業」という。）は、以下の（1）の対象範囲において行われる（2）の対象作業とする。

#### （1）対象範囲

対象範囲は工場棟炉室を中心とした範囲とし、別図－1～6に示す。別図のとおり、以下のア～ウは除外し、エ及びオは編入する。

#### ア 公共スペース

海側・山側階段、廊下、エレベーターホール、トイレ等

#### イ 炉室とドア等で区切れる場所

脱気器室、押込送風機室等

#### ウ 炉室と接しているが反対側が大気開放されている場所

蒸気コンデンサ室等

#### エ 炉室とドア等で区切れるが、他作業との関連で対象とした場所

－ ガス再循環送風機室

#### オ 排ガスが通過する場所（ただし、別図での表示はしない）

排ガスダクト内部、誘引通風機内部等

#### （2）対象作業

対象作業は次の作業とし、詳細は別紙1のとおりとする。

#### ア ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の取扱い業務に係る作業

（ア）焼却炉、集じん装置等の内部で行う灰出しの作業

（イ）焼却炉、集じん装置等の内部で行う設備の保守点検等の作業の  
前に行う清掃等の作業

（ウ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う焼却灰の運搬、飛灰（ばい  
じん等）の固化等の焼却灰、飛灰等を取り扱う作業

（エ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う清掃等の作業

（オ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う上記（ア）及び（イ）の作  
業の支援及び監視等の作業

#### イ 焼却炉、集じん装置等の設備の保守点検等の業務に係る作業

（ア）焼却炉、集じん装置等の内部で行う設備の保守点検等の作業

（イ）焼却炉、集じん装置等の外部で行う焼却炉、集じん装置その他

の装置の運転、保守点検等の作業

(ウ) 焼却炉、集じん装置等の外部で行う上記(ア)の作業の支援、監視等の作業

(参考)

耐火煉瓦の取替え等、定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については、上記アの作業に含める。

### (3) 適用除外

以下については、本計画における対象作業に含めない。

#### ア 確認

(ア) 焼却炉内燃焼状態の目視確認

(イ) 火報・警報発報時の現場確認等の緊急性が高い行為

#### イ 軽微な操作

明らかに数分で終了する定常的な運転操作

(ア) ボトムブロー

(イ) 空調機運転停止

(ウ) 助燃バーナー運転停止

(エ) I T Vエアブロー

(オ) レベルセンサーエアブロー

(カ) 後燃焼ストーカエアブロー

#### ウ 通過

対象範囲でない場所に行くために対象範囲を通る場合

## 3 推進体制

1の目的を達成するための推進体制は次のとおりとする。

### (1) 市における推進体制

#### ア ダイオキシン類対策委員会

南処理工場に産業医、衛生管理者及び次に定めるダイオキシン類対策責任者等で構成する「ダイオキシン類対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置し、本計画を推進する。

#### イ ダイオキシン類対策責任者

本計画を推進するために、工場長をダイオキシン類対策責任者とする。なお、ダイオキシン類対策責任者の不在時等の代務者については、事前にダイオキシン類対策責任者が指名する。

#### ウ 作業指揮者

ダイオキシン類対策責任者が指名する主査等を作業指揮者とし、運転、点検等作業に従事する市職員の保護具の着用状況及び保護具・工具の管理を確認する等、ダイオキシン類へのばく露防止対策を指揮する。

#### エ 受託事業者又は関係請負人等との協議組織

運転、点検等作業の全部又は一部を他に委託し、又は請負人に請け負わせる場合には、関係事業者（本計画で「受託事業者又は関係請負人」という）が参画する協議組織を設置する。

- (2) 受託事業者又は関係請負人における推進体制  
 受託事業者又は関係請負人はダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を選任し、市に別紙2の様式で提出する。

#### 4 特別教育の実施

##### (1) 教育内容

作業に従事する市職員に対して、次に掲げる要項について、特別教育を実施する。

- ア ダイオキシン類の有害性について
- イ 作業の方法及び事故の場合の措置について
- ウ 作業開始時の設備の点検について
- エ 保護具の使用方法について
- オ その他ダイオキシン類へのばく露の防止に関し必要な事項

##### (2) 実施時期、対象者等

特別教育の実施時期、対象者等については次のとおりとする。

教育名	実施時期	対象者
特別教育	作業従事前 (工場の実情に合わせ実施)	運転、点検等作業に従事する者
	転入時	転入職員、新規職員
	工場内作業着手時	受託事業者又は関係請負人
	随時	必要と認められる者

##### (3) 講師

特別教育を実施する講師は、原則として次のとおりとする。

- ア 市職員に対する教育  
 ダイオキシン類対策責任者が指名する者
- イ 受託事業者又は関係請負人に対する教育  
 3の(2)に定めるダイオキシン類対策実施責任者等

##### (4) 記録

特別教育を実施した場合には、日時、受講者名、内容等について、特別教育実施記録を作成し、5年間保存する。

#### 5 空気中のダイオキシン類濃度の測定

##### (1) 空気中のダイオキシン類の測定

- ア 運転、点検等作業が常時行われる作業場について、空気中のダイオキシン類濃度の測定を6ヶ月以内ごとに1回行う。また、市が必要と認めた場合には受託事業者又は関係請負人は対象作業場について、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行わなければならない。
- イ 測定方法の詳細については、対策要綱の別紙1「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に定められた方法に基づく。

##### (2) 測定結果の保存

- ア 測定者、測定場所を示す図面、ダイオキシン類濃度等を記録し、30年間保存する。

イ 受託事業者又は関係請負人がダイオキシン類濃度の測定を行った場合には、その測定結果を市に提出する。

(3) 管理区域の決定

管理区域の決定については、対策要綱の別紙2「作業環境評価基準に準じた管理区域の決定方法」に定められた方法に基づく。

(4) 管理区域の決定に対する措置

上記の(3)において、第2管理区域(作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態)又は第3管理区域(作業環境管理が適切でないと判断される状態)となった作業場においては、次に掲げる方法等により、焼却灰等の粉じん及びガス状ダイオキシン類の発散を防止する対策を行う。

ア 燃焼工程、作業工程の改善

イ 発散源の密閉化

ウ 作業の自動化や遠隔操作方式の導入

エ 局所排気装置及び除じん装置の設置

オ 作業場の湿潤化

(5) 受託事業者又は関係請負人への周知

(1)により実施したダイオキシン類の濃度測定結果等については、作業実施前に受託事業者又は関係請負人へ周知を行う。

## 6 保護具の使用

(1) 保護具の選定

保護具の選定については別紙1に定めるほか、対策要綱の別紙3「保護具の区分」及び別紙4「運転、点検等作業における空気中のダイオキシン類濃度の測定結果による保護具の選定」に定められた方法に基づき、適切な保護具を選定する。

(2) 保護具の管理

ア 市職員は呼吸用保護具等の正しい着脱方法等について訓練を行う。

イ 市職員は作業従事前に、保護具の着用状況の確認を相互に行う。

ウ 保護具の着脱は運転、点検等作業が行われない場所で行う。

エ 保護具の日常保守点検は、取扱説明書等に従い適切に行う。

オ ダイオキシン類に汚染されたおそれのある保護具等については、使い捨ての場合等を除き、洗浄水の排出先が排水処理施設である場所(灰搬出場等)において、清水、中性洗剤等により洗浄する。

カ 使い捨ての保護具については、二次汚染がおきないように焼却処分等、適正に処理する。

キ 運転、点検作業で使用した工具についても、オ及びカと同様の対応を図る。

(3) 市職員の対応

市職員は、保護具の適切な使用及び適正な管理を徹底することにより、自らダイオキシン類へのばく露防止を図る。

## 7 発散源の湿潤化と二次汚染の防止

- (1) 運転、点検等作業を行う場合は、可能な限り作業場についてダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態にすると共に、二次汚染の防止を図る。
- (2) 2の対象作業で定めた焼却炉及び集じん装置等の内部作業等を行うことにより二次汚染が発生する恐れがある場合は、外部にダイオキシン類を含む物が発散しないように養生すると共に、内部との出入口付近に湿潤化した足拭きマット及び電気掃除機を準備する。
- (3) 上記(2)の作業終了後は、足拭きマットと電気掃除機を用いて、速やかに靴、服及び保護具等の汚染を取り除く。
- (4) 運転、点検等作業及び上記(3)の汚染除去が終了した場合は、速やかにエアシャワーを使用し、運転、点検等作業が行われない場所が汚染されないようにする。

## 8 健康管理

- (1) 一般健康診断の実施  
労働安全衛生法に基づく一般健康診断を確実に実施する。
- (2) 不安を訴える市職員への対応等
  - ア ダイオキシン類へのばく露による健康不安を訴える市職員に対して、産業医等の意見を踏まえ、必要があると認める場合には、就業上等の措置を適切に行うものとする。
  - イ 事故等により、市職員がダイオキシン類に著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したおそれがある場合は、速やかに当該市職員に医師による診察又は処置を受けさせるものとする。
  - ウ 上記イの場合には、必要に応じて、当該市職員の血中ダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を記録して30年間保存するものとする。

## 9 就業上の配慮

女性労働者については、母性保護の観点から運転、点検等作業における就業上の配慮を行うものとする。

## 10 喫煙等の禁止

運転、点検等作業が行われる作業場では、市職員が喫煙し、又は飲食することを禁止する。

## 11 受託事業者又は関係請負人への対応

- (1) 市は、対象作業の全て又は一部を他に委託し、又は請負人に請け負わせる場合には本計画に定める事項等ダイオキシン類へのばく露防止に関する必要事項を仕様書に記載する等の方法により、受託事業者又は関係請負人に周知徹底を図らなければならない。
- (2) 受託事業者又は関係請負人は、3の(2)に基づき選任したダイオキ

シン類対策実施責任者及び作業指揮者を中心に、運転、点検等作業に従事する作業者がダイオキシン類にばく露しないよう本計画を遵守すると共に、本計画中の市職員を当該作業者に読み替え、適切な措置を講じなければならない。

- (3) 受託事業者又は関係請負人は、市が必要と認めた場合には別紙2に加えて、ダイオキシン類へのばく露を低減させるために講ずる具体的措置等を定めた「ダイオキシン類ばく露防止作業計画」を作成し、作業着手前に市に届け出なければならない。

#### 附則（平成13年8月1日）

##### (1) 施行期日

本計画は平成13年8月1日から施行し、平成11年基発688号通知に基づく「南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」は本計画の施行により廃止する。

##### (2) 保護具の規定について

本計画で、保護具の規定については、保護具の整備完了後に施行する。

##### (3) 試行期間について

本計画の施行後、数ヶ月を試行期間とし、その後に必要に応じて改定を行う。

#### 附則（平成13年8月31日）

##### (1) 施行期日

本計画は平成13年9月10日より施行する。

## 別紙 1

作業 区分	対 象 作 業	保 護 具
3	・焼却炉、集じん装置等の内部作業 (作業区分2の作業を除く)	レベル3 (対策要綱別紙3のとおり) ・エアラインマスク ・密閉型防護服 (耐水性) 等
2	・焼却炉、集じん装置等の点検、清掃終了後の内部 点検、委託、工事等の検査等 ・吸収塔内部点検清掃 ・ガス再加熱器、排ガスダクト内部清掃終了後の 補修作業	レベル2 (対策要綱別紙3のとおり) ・防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具 ・密閉型防護服 (JIST8115) ・化学保護手袋 (JIST8116) ・安全靴 ・長袖、長ズボン、手袋 ・ヘルメット ただし、空気中のダイオキシン類濃度 の測定結果が第3管理区域であれば レベル3
1	・焼却炉、集じん装置等の運転、保守等外部作業 (ダスト搬出コンベアーからばいじん処理装置ま での内部点検・補修作業、分析計校正、床清掃等) ・焼却炉、集じん装置等の内部作業支援作業 (マンホール外部周辺にて炉内、集じん装置内作業 の支援監視業務等) ・焼却灰等の固化、運搬取扱作業 (脱水ケーキ取扱作業、灰クレーンバケット清掃、 灰運搬ダンプ荷台清掃作業等) ・炉室内巡回点検 ・排水槽 (原水槽、濃縮汚泥槽) 内部点検清掃作業	レベル1 (対策要綱別紙3のとおり) ・防じんマスク (型式検定合格品で取替式かつ、 粉じん捕集率の高いもの) ・粉じんの付着しにくい作業着、保護 手袋 ・安全靴 ・ヘルメット ただし、空気中のダイオキシン類濃度 の測定結果のガス体ダイオキシン類 が1 pg-TEQ/m <sup>3</sup> を超えるとレ ベル2、また、第3管理区域であれば レベル3
備考	・高所作業又は臨時作業における保護具は対策要綱による。 ・ごみクレーン、灰クレーン、排水処理施設の運転及び点検等の作業は対象作業とせず、保 護具等は南処理工場安全作業基準による。	

横須賀市長

様

印

ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者選任届

横須賀市南処理工場において作業を行う場合には、平成13年4月25日に厚生労働省から通知された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守し、作業者へのダイオキシン類ばく露防止措置を図ります。

また、「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」に基づき、下記の者をダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者に選任すると共に、同計画の3(1)エで定める協議組織に参画します。

記

ダイオキシン類対策実施責任者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

作業指揮者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

作業指揮者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

作業指揮者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

(記入上の注意)

- ・それぞれ、所属及び役職を併せて記載すること。
- ・作業指揮者は作業内容等を考慮し、1名以上選任すること。
- ・ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を変更する場合は、事前に本選任届を提出すること。



横須賀市長名

契約者名又は現場代理人名 印

ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者選任届

横須賀市南処理工場において作業を行う場合には、平成13年4月25日に厚生労働省から通知された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守し、作業者へのダイオキシン類ばく露防止措置を図ります。

また、「横須賀市南処理工場ダイオキシン類ばく露防止推進計画」に基づき、下記の者をダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者に選任すると共に、同計画の3(1)エで定める協議組織に参画します。

記

ダイオキシン類対策実施責任者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

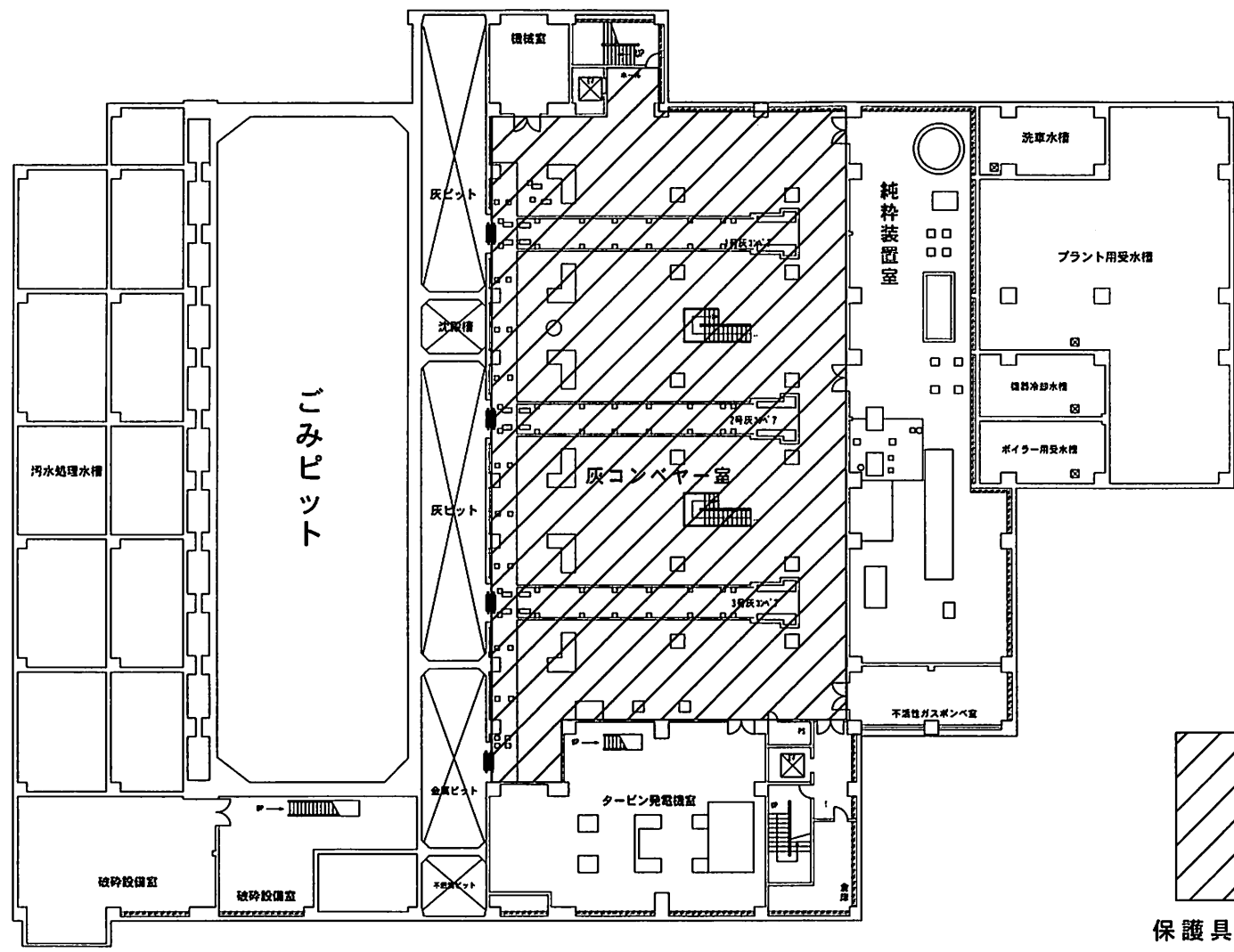
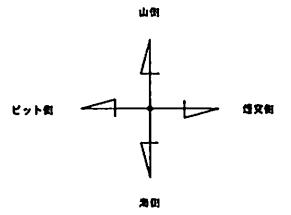
作業指揮者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

作業指揮者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

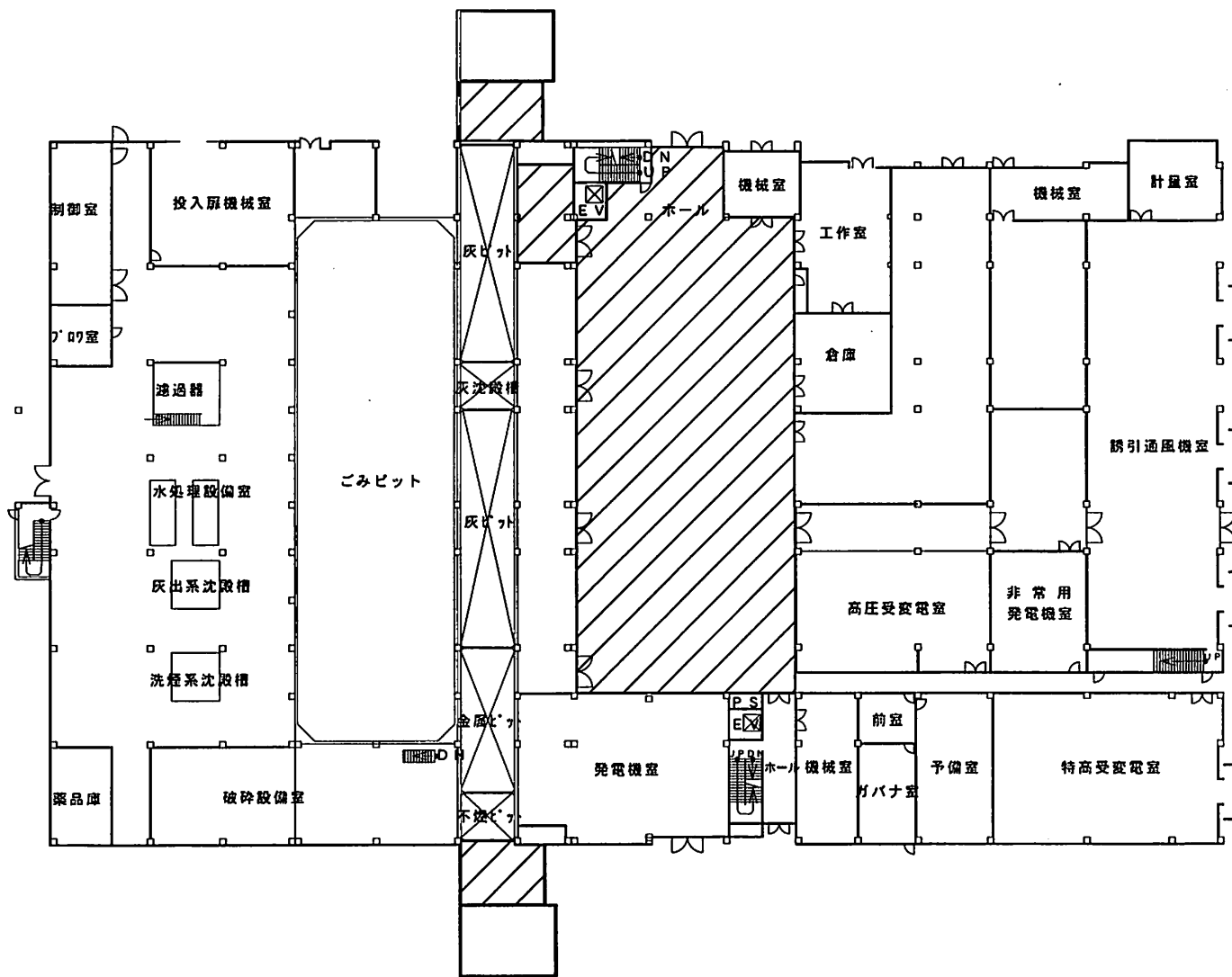
作業指揮者 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

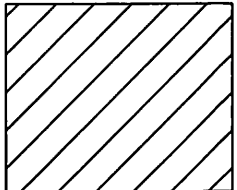
(記入上の注意)

- ・それぞれ、所属及び役職を併せて記載すること。
- ・作業指揮者は作業内容等を考慮し、1名以上選任すること。
- ・ダイオキシン類対策実施責任者及び作業指揮者を変更する場合は、事前に本選任届を提出すること。

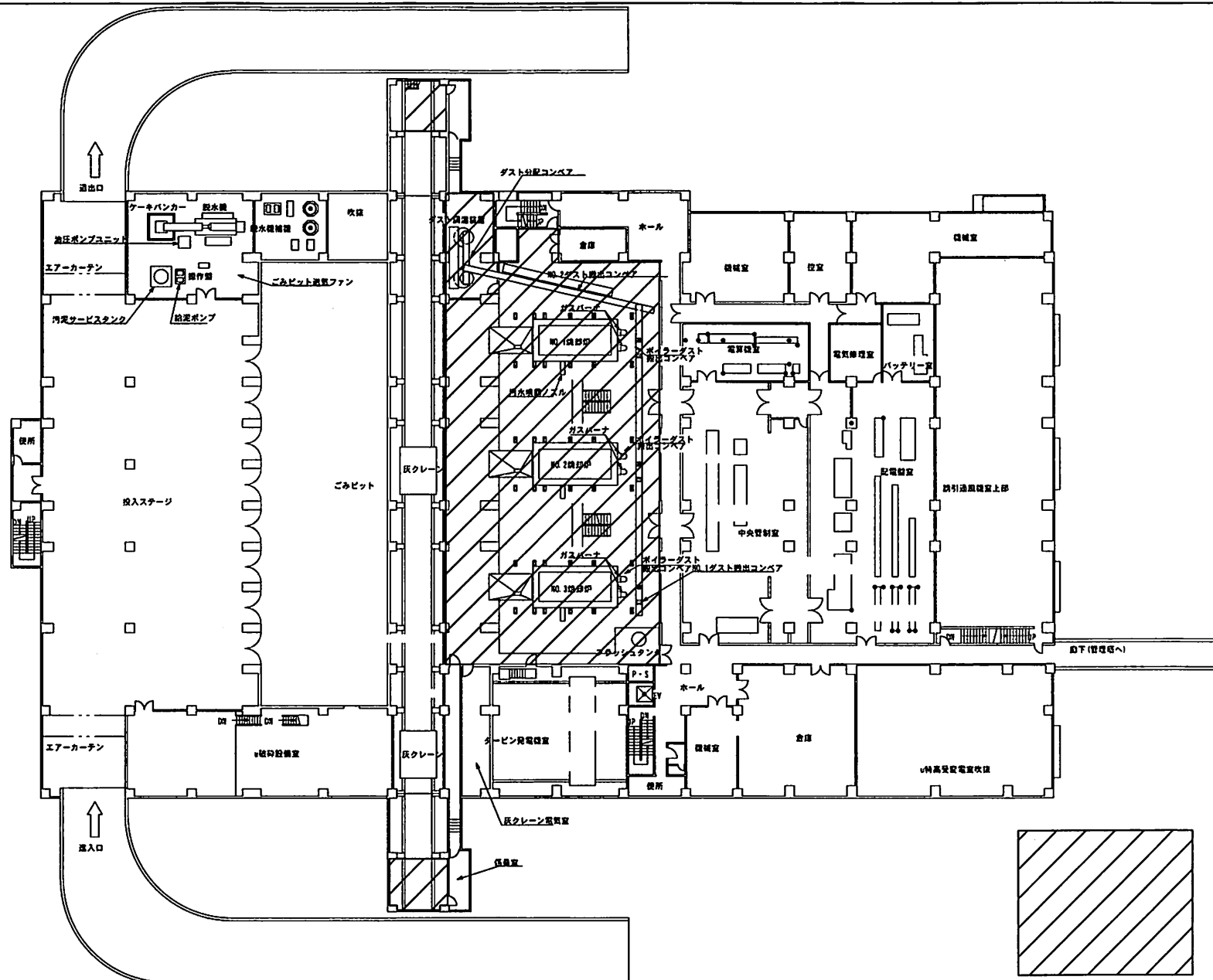


横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	1 / 6	図面名称	工場棟 地階平面図					
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図 - 1			縮尺	-	作図				



  
 保護具着用対象範囲

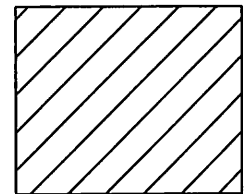
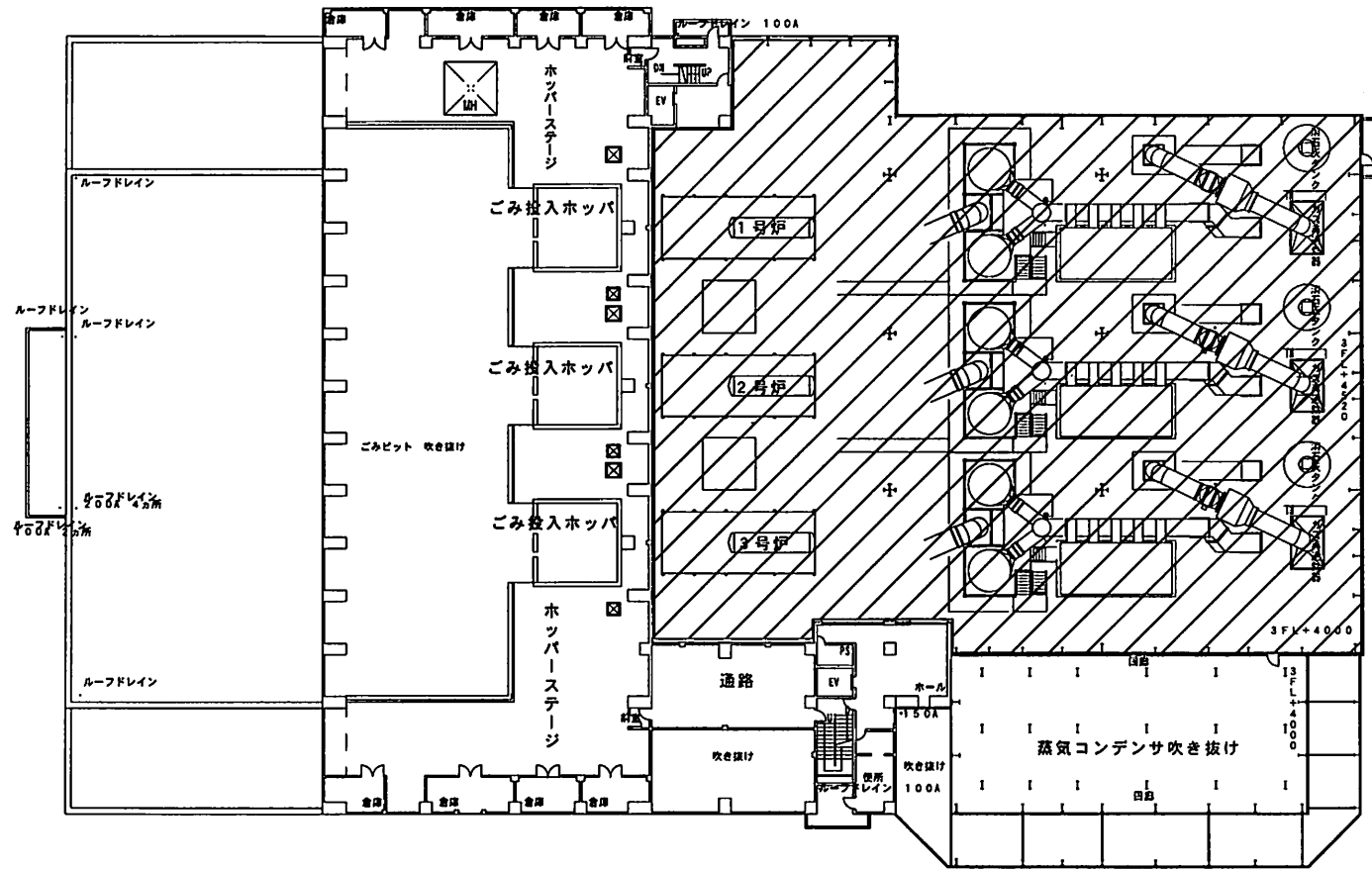
横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	2 / 6	図面名称	工場棟 1階平面図					
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図 - 2			縮尺	—	作図				



保護具着用対象範囲

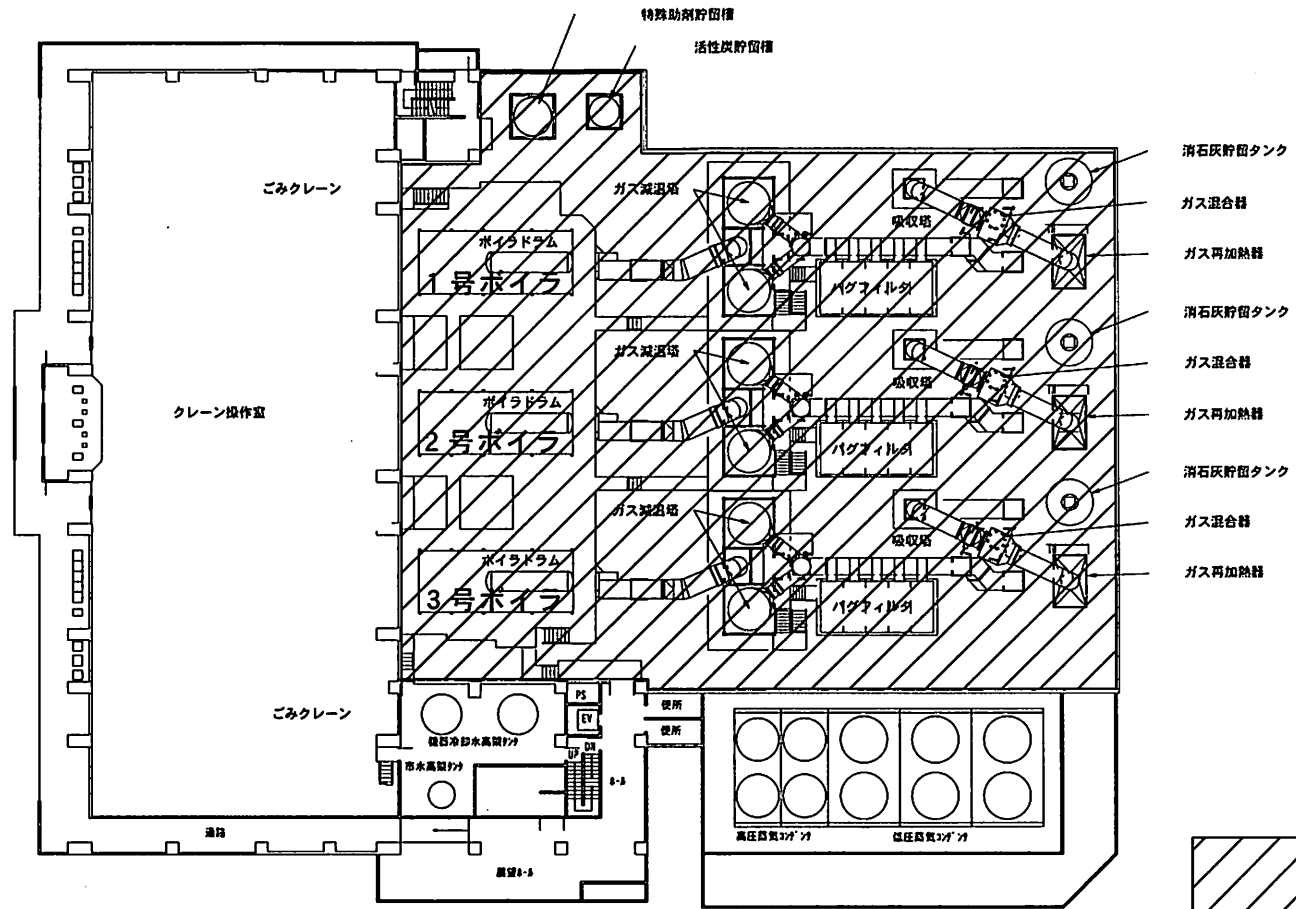
横須賀市 資源循環部南処理工場	図番	3 / 6	図面名称	工場棟 2階平面図					
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図-3		縮尺	—	作図				



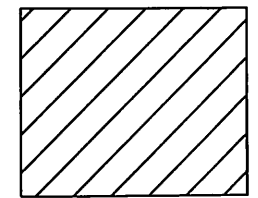


保護具着用対象範囲

横須賀市 資源循環部南処理工場	図番	5 / 6	図面名称	4階平面図					
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図 - 5		縮尺	-	作図				



- 消石灰貯留タンク
- ガス混合器
- ガス再加熱器
- 消石灰貯留タンク
- ガス混合器
- ガス再加熱器
- 消石灰貯留タンク
- ガス混合器
- ガス再加熱器



保護具着用対象範囲

横須賀市 資源循環部南処理工場		図番	6 / 6	図面名称	5階平面図				
名称	ダイオキシン類暴露防止推進計画 別図 - 6			縮尺	—	作図			